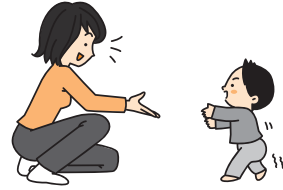


● 子ども・子育て支援新制度がスタートします。 ●

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定ですが、保育園や幼稚園などの施設を利用するには、新たな手続きが必要になります。



利用手続きが変わります

新しい制度では、保育園や認定こども園、幼稚園などを利用するにあたり、教育・保育の必要性に応じた「認定」を受ける必要があります。

なお、町内のしらすぎ幼稚園とやしお幼稚園は、新制度に移行しないので、町から認定を受ける必要はありません。町外の幼稚園に通う場合は、各園にお問い合わせください。

- ・認定には、利用先の希望や子どもの年齢、保護者の就労状況によって3つの区分があります。
- ・認定を受けるためには**支給認定申請書**を町へ提出してください。審査のうえ**支給認定証**を交付します。
- ・2号認定、3号認定を受ける場合は保護者等が働いているなどの条件が必要です。

※認定区分と利用できる施設

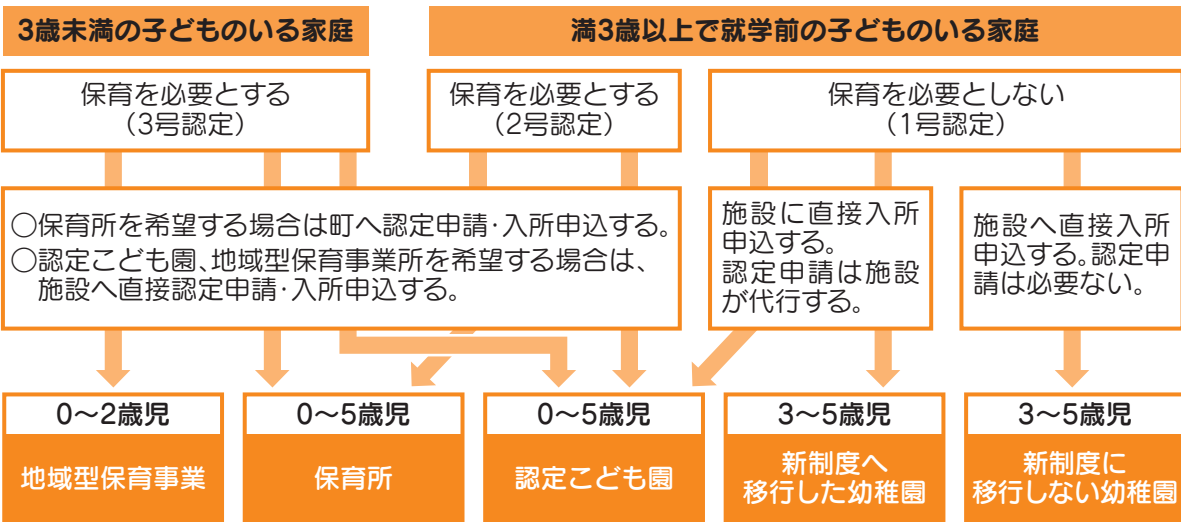
	年 齢	対 象	利用できる施設
1号認定	3歳以上	教育のみを希望される場合	新制度に移行する幼稚園、認定こども園※1
2号認定	3歳以上	保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	3歳未満	保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所、認定こども園、地域型保育事業※2

※1 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設（現在、本町にはありません）
 ※2 定員が19人以下の家庭的保育事業や小規模保育事業など（現在、本町にはありません）

新制度における利用者負担

新制度に基づく保育園、認定こども園、幼稚園などの利用料金は所得に応じた負担を基本とし、国が今後定める基準額を上限として町が定めます。

施設利用の流れ



◎子ども・子育て支援新制度の内容は、内閣府のホームページで確認することができます。

▶ 問い合わせ先 = 福祉課 児童福祉係 ☎(56)9130

平成27年度 保育所入所児の受付を開始します

- ▼受付期間 11月4日(火)～12月26日(金)
※土・日・祝日を除く
- ▼受付時間 午前8時30分～午後5時15分
※正午～午後1時を除く
- ▼提出書類 支給認定申請書、保育所入所申込書、保育が必要な状況を証明する書類・勤務証明書(自営業就労申立書)等、保育料口座振替依頼書、印かん(認印)、その他必要書類
- ※母子健康手帳を必ずお持ちください。
- ▼保育所入所基準 左記の保育が必要な家庭であることが条件となります。

- 就労のため(1ヶ月当たり60時間以上就労していること)
- 妊娠中であるか、または出産後間もないため(ただし、産休期間)
- 保護者の疾病、障がいのため
- 同居の親族又は長期入院等をしている親族を常時介護・看護するため
- 震災・風水害・火災その他の災害の復旧のため
- 求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っているため
- 就学のため(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待が行われている又は再び行われるおそれがあると認められるため
- DVにより保育を行うことが困難であると認められるため
- 育児休業取得中に、既に保育を利用していても、もがいて、継続利用が必要であるため

◎新制度により平成27年度から変更になること
○保育の必要量の認定
2号認定・3号認定に認定されないと、保育所に入所できません。

○保育の必要量に応じた利用可能な保育時間の認定
保育の必要な理由や就労時間等により、利用可能な保育時間が区分されます。

- A「保育標準時間」利用・・・最長11時間
フルタイム就労を想定した利用時間
月に120時間以上就労等の場合
- B「保育短時間」利用・・・最長8時間
パートタイム就労を想定した利用時間
月に60時間以上120時間未満就労の場合

※保育料については、「保育短時間」利用の方が若干低く設定される予定です。



○保育の認定期間

保育の認定期間は、保育が必要な事由により異なります。

※2号認定(3歳以上)は、最長で就学前の3月末まで
3号認定(3歳未満)は、最長で満3歳に達する日の前日までの期間

○保育料の決定方法

保育料の算定は、平成27年度から町民税額を基に決定することとなります。

父母等の前年の所得に対する町民税課税額により階層区分が決まります。

※保育料の基準となる国での正式決定が、来年1月以降の予定のため、町での正式決定は来年3月になる見込みです。現時点では詳しくお示しできませんが、決定次第、広報・ホームページ等にてお知らせします。

○入所の選考基準

父母の勤務状況やご家庭の事情などを考慮した利用調整基準による合計点数の高い方から入所となります。詳細は、窓口にてご説明させていただきます。なお、申込順は選考基準に含まれません。

▼問い合わせ先

福祉課 児童福祉係 ☎56 9130



【インフルエンザ予防対策】室温は20℃前後に保ち、加湿(50～60%)と換気をよくしましょう。